

五所川原市市民リポーター設置要綱

(目的)

第1条 市の様々な魅力を市民等が取材し、作成した記事を市SNS等の広報媒体に掲載することで、地域の魅力を発信及び共有するとともに、市民等のまちづくりへの参画の機運を高めるために、五所川原市市民リポーター（以下「ごしょりんりポーター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 ごしょりんりポーターの職務は、市内のイベント、身近なまちの話題、地域活動等を取材し、市へ記事や写真を提供するものとする。

(定数)

第3条 ごしょりんりポーターの定数は10人以内とする。

(任期)

第4条 ごしょりんりポーターの任期は、登録日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委嘱)

第5条 市長は、次の各号のすべてに該当する者をごしょりんりポーターとして委嘱する。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 中学生以下の場合は保護者の同意を得ている者
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者でないこと
- (4) この制度の趣旨を理解し、誠意をもって職務を行うことのできる者
- (5) 投稿した記事の写真や文章等の二次利用に同意できる者
- (6) 電子データによりデータを提供できる者

(報酬)

第6条 ごしょりんりポーターは、無報酬とする。

(解嘱)

第7条 市長は、ごしょりんりポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱できる。

- (1) 第5条の資格を失ったとき
- (2) 本人が辞退を申し出たとき

(3) その他市長が解嘱する必要があると認めたとき

(事務局)

第8条 ごしょりんりポーターの事務局は総務部総務課に置く。

(著作権)

第9条 成果物等に係る著作権は、すべて五所川原市に帰属するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民リポーターに関し必要な事項は、五所川原市、ごしょりんりポーター双方が誠意を持って協議して定める。

附 則

この要項は、平成30年7月1日から施行する。